

東清水線新設工事事業  
環境影響評価準備書

2021年4月

東京電力パワーグリッド株式会社



## まえがき

本書は、東京電力パワーグリッド株式会社が行う、東清水線新設工事事業に係る環境影響評価の一環として、「山梨県環境影響評価条例」(平成10年3月27日、山梨県条例第1号)、「山梨県環境影響評価条例施行規則」(平成11年2月22日、山梨県規則第2号)、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日、山梨県告示第72号、[改正]平成27年5月25日、山梨県告示第183号)」に基づき、環境影響評価準備書として必要な事項を取りまとめたものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHf580)

本書を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。



# 東清水線新設工事事業 環境影響評価準備書

## 目 次

### まえがき

### 第1章 事業計画の概要

- 1.1 事業者の氏名及び所在地…………… 1-1
- 1.2 事業の名称等…………… 1-1
- 1.3 事業の目的及び内容…………… 1-2
  - 1.3.1 事業の目的…………… 1-2
  - 1.3.2 対象事業実施区域の位置…………… 1-3
  - 1.3.3 事業の内容…………… 1-7

### 第2章 関係地域

- 2.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域…………… 2-1

### 第3章 地域特性

- 3.1 地域特性を把握する地域…………… 3-1
- 3.2 地域の自然的状況…………… 3-3
  - 3.2.1 大気環境…………… 3-3
  - 3.2.2 悪 臭…………… 3-12
  - 3.2.3 騒音・振動…………… 3-12
  - 3.2.4 水質汚濁…………… 3-13
  - 3.2.5 土壌…………… 3-19
  - 3.2.6 地盤沈下…………… 3-21
  - 3.2.7 地形及び地質…………… 3-22
  - 3.2.8 動植物・生態系…………… 3-26
  - 3.2.9 景観・人と自然との触れ合いの場…………… 3-65
  - 3.2.10 一般環境中の放射性物質…………… 3-72
- 3.3 地域の社会的状況…………… 3-73
  - 3.3.1 人 口…………… 3-73
  - 3.3.2 産 業…………… 3-74
  - 3.3.3 土地利用…………… 3-75
  - 3.3.4 水利用…………… 3-77
  - 3.3.5 交 通…………… 3-78
  - 3.3.6 公共施設…………… 3-80
  - 3.3.7 観光・レクリエーション…………… 3-80
  - 3.3.8 史跡文化財…………… 3-80
  - 3.3.9 関係法令…………… 3-81
  - 3.3.10 その他の事項…………… 3-108

<b>第4章</b>	<b>方法書に対する意見及び事業者の見解</b>	
4.1	環境の保全の見地から意見のある者の意見の概要及び事業者の見解	4-1
4.1.1	広告, 縦覧	4-1
4.1.2	方法書についての意見	4-1
4.2	方法書についての公聴会の概要	4-1
4.3	方法書についての知事意見	4-1
4.4	知事意見に対する事業者の見解	4-4
<b>第5章</b>	<b>環境影響要因の把握</b>	
5.1	環境影響要因の抽出	5-1
5.2	環境要素の抽出	5-2
<b>第6章</b>	<b>環境影響評価の項目</b>	
6.1	選定項目と選定理由	6-1
<b>第7章</b>	<b>環境影響評価の手法</b>	
7.1	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目	7-1
7.1.1	陸上植物	7-1
7.1.2	陸上動物	7-4
7.1.3	水生生物	7-7
7.1.4	生態系	7-9
7.2	人と自然との豊かな触れ合いの確保のための項目	7-10
7.2.1	景観・風景	7-10
<b>第8章</b>	<b>環境影響評価の結果</b>	
8.1	陸上植物	8-1
8.1.1	調査	8-1
8.1.2	予測	8-32
8.1.3	環境の保全のための措置及び検討経緯	8-64
8.1.4	評価	8-72
8.1.5	環境保全措置の成功基準と事後調査の有無	8-76
8.2	陸上動物	8-77
8.2.1	調査	8-77
8.2.2	予測	8-113
8.2.3	環境の保全のための措置及び検討経緯	8-143
8.2.4	評価	8-145
8.2.5	環境保全措置の成功基準と事後調査の有無	8-146
8.3	水生生物	8-147
8.3.1	調査	8-147
8.3.2	予測	8-159
8.3.3	環境の保全のための措置及び検討経緯	8-164
8.3.4	評価	8-165
8.3.5	環境保全措置の成功基準と事後調査の有無	8-166

8.4	生態系	8-167
8.4.1	調査	8-167
8.4.2	予測	8-179
8.4.3	環境の保全のための措置及び検討経緯	8-185
8.4.4	評価	8-186
8.4.5	環境保全措置の成功基準と事後調査の有無	8-187
8.5	景観・風景	8-188
8.5.1	調査	8-188
8.5.2	予測	8-203
8.5.3	環境の保全のための措置及び検討経緯	8-212
8.5.4	評価	8-215
8.5.5	環境保全措置の成功基準と事後調査の有無	8-215

## 第9章 事後調査計画

9.1	事後調査を行うこととした理由	9-1
9.2	事後調査の項目及び内容	9-1
9.3	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針	9-2
9.4	中間報告書及び完了報告書の作成の時期についての基本的な考え方	9-2

## 第10章 対象事業に係る環境影響の総合評価

10.1	対象事業に係る環境影響の総合評価	10-1
------	------------------	------

## 第11章 環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所

11.1	環境影響評価を行った事業者の氏名及び住所	11-1
------	----------------------	------

## 第12章 資料編

12.1	陸上植物調査資料	12-1
12.1.1	植生調査票	12-1
12.2	陸上動物調査資料	12-14
12.2.1	鳥類ラインセンサス集計票	12-14
12.2.2	鳥類ポイントセンサス集計票	12-15
12.2.3	昆虫類ライトトラップ集計票	12-16
12.2.4	昆虫類ベイトトラップ集計票	12-23
12.3	水生生物調査資料	12-24
12.3.1	底生動物定量採集集計票	12-24
12.4	山梨県環境影響評価技術審議会説明資料	12-27